

京都市避難情報判断基準検討及びマニュアル改訂業務委託
仕様書（案）

令和8年8月

京都市 行財政局 防災危機管理室

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、京都市（以下「本市」という。）が実施する京都市避難情報判断基準検討及びマニュアル改訂業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務目的）

令和8年6月に改定した京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕（以下「マニュアル」という。）について、雨水出水浸水想定区域図の指定や洪水予報河川の氾濫発生水位の新設、防災気象情報等の最新知見を踏まえ、避難情報の発令判断の適正化に向けた基準及び対応の検討を行い、マニュアルの改訂を行うことを目的とする。

また、気象情報発表地域単位である二次細分区域の細分化に向けた災害データの収集・整理及び要望書の取りまとめについて、調整する。

第3条（遵守すべき法律等）

受注者は、本業務を実施するにあたり契約書、本仕様書のほか下記の法令等を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (4) 京都市地域防災計画
- (5) 京都府水防計画
- (6) 避難情報に関するガイドライン
- (7) その他関係法令、規則、ガイドライン、マニュアル等

第4条（履行期間）

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

第5条（提出書類）

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を発注者に提出し、発注者の承認後、本業務に着手するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 着手届
- (4) 業務経験を証明する資料
- (5) 管理技術者届及び経歴書（資格証及び保険証等の写しを含む）

- (6) 照査技術者届及び経歴書（資格証及び保険証等の写しを含む）
- (7) 第6条に示す管理技術者及び担当技術者の実績を証明する資料（契約書（写し）等）
- (8) その他、発注者が必要と認める書類

第6条（配置技術者）

受注者は、本業務分野に精通し、同種業務の実績を有する技術者を配置するものとする。発注者の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。

第7条（秘密の保持）

受注者は、本業務の遂行により知りえた情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならないものとする。また、本業務の完了後においても同様とする。

第8条（貸与資料）

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等が生じないように十分注意するとともに、業務完了後に速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第9条（損害賠償）

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害について、受託者の故意または過失による場合は、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。また、受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うものとする。

第10条（成果品の帰属）

本業務の成果品及びデータに関する著作権や著作権等の一切の権利は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならないものとする。

ただし、ソフトウェアプログラム等、受注者あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、発注者はその一部の使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第11条（プロジェクト管理）

受注者は、業務を的確に遂行するため、発注者との意思疎通を密にし、業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、納入成果品の品質に影響すると思われる場合や工程及び進捗に変更が生じるとと思われる場合は速やか発注者に報告、協議するものとする。

第12条 （再委託）

本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。

第13条 （変更契約）

業務を進めるうえで、契約締結時と発注者の指示により業務内容の変更が生じた場合は、協議のうえ、変更契約を締結する。

第14条 （業務の完了）

本仕様書の業務委託内容が確実に履行され、受託者からの完了報告書の提出を受け、担当職員の検収をもって業務完了とする。業務完了時の提出書類は以下のとおりである。

【業務完了時の提出書類】

- (1) 完了通知書
- (2) 成果品（第3章 成果品を参照）
- (3) 請求書
- (4) その他本市職員が必要と認める書類

支払手続については、業務完了後、受託者からの適切な請求に基づき、受託者が指定した口座に振り込むこととする。

第15条 （疑義）

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者、受注者が協議のうえ、本業務を遂行するものとする。また、業務遂行に当たっては、発注者と綿密な情報交換を行うこと。

第2章 業務内容

第16条 （業務概要）

業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 内水氾濫の避難情報発令・判断基準検討（レベル4格子設定の検討）
- (4) 緊急安全確保発令の検討
- (5) 中小河川における氾濫危険水位到達時の避難情報発令の検討
- (6) 防災気象情報の発表単位の最適化に係る災害データの収集・整理（20年間分）及び要望書の調整
- (7) 線状降水帯事前予測発表時の対応検討及び避難情報早期発令ルールのマニュアルへの反映

- (8) 洪水土砂部会開催に係る補助
- (9) 避難情報発令範囲内の人口・世帯整理
- (10) マニュアル改訂版（案）の作成
- (11) 打合せ協議

第17条（計画準備）

計画準備は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第18条（資料収集整理）

業務を実施するうえで必要となる基礎資料について、収集・整理を行う。

- (1) 京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕
- (2) 京都市地域防災計画
- (3) 京都府水防計画
- (4) 雨水出水浸水想定区域データ（浸水想定区域等）
- (5) 洪水浸水想定区域データ
- (6) 「改訂版京都市洪水・内水ハザードマップ」データ作成業務（令和7年度）における氾濫流到達範囲の設定等の検討資料及びデータ
- (7) 洪水予報河川の氾濫発生水位設定に関する資料
- (8) 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害危険度情報）の過去情報
- (9) 京都市における大雨時の避難情報等の発令状況
- (10) 京都市における被災履歴情報（水害統計調査、本市の被害報告など）
- (11) 地下を有する施設に関する資料
- (12) その他、最新の知見を反映するための基礎資料等

第19条（内水氾濫の避難情報発令・判断基準検討）

内水氾濫における避難情報発令の判断基準（いつ・どこに・どのレベルの避難情報を発令するか）の設定に向けた調査を行い、レベル4格子の設定について検討する。設定が必要な場合は、発令の範囲や発令格子の特定方法等、具体的な基準を検討する。

第20条（緊急安全確保発令の検討）

京都市内の洪水予報河川に氾濫発生水位（警戒レベル5相当水位）が設定されたため、到達時の緊急安全確保の発令について、発令範囲やタイミングの検討を行う。また、中小河川、内水氾濫についても検討する。

第21条（中小河川における氾濫危険水位到達時の避難情報発令の検討）

京都市内の中小河川に氾濫危険水位（警戒レベル 4 相当水位）到達時の避難情報の発令について、発令範囲やタイミングの検討を行う（特に、鴨川水系、山科川水系は必須）。

第22条（防災気象情報の発表単位の最適化に係る災害データの収集・整理（20 年間分）及び要望書の調整）

本市の気象は、平野部では盆地性、山間部では山岳性の特性を示すが、気象情報が全市一律に発表されるため、地域によって実際の降雨状況等と発表情報との間に乖離が生じており、より細分化した発表単位が必要である。

これを踏まえ、京都地方気象台に対し発表単位の細分化を提案するため、必要な資料作成（区毎の災害履歴 20 年間分、要望書）を行うものとする。

第23条（線状降水帯事前予測発表時の対応検討及び避難情報早期発令ルールのマニュアルへの反映）

令和 8 年 5 月の防災気象情報の見直しに伴い、気象防災速報として、令和 8 年から運用が開始されている「線状降水帯 2～3 時間前予測」が気象防災速報（線状降水帯発生）に改めて発表されることとなった。これを受けて、予測発表時の本市の対応及び避難情報を早期発令する場合のルールについて検討し、マニュアルへ反映する。

第24条（洪水土砂部会開催に係る補助）

検討したマニュアル（素案）は、京都市防災会議専門委員会洪水土砂部会を開催し（1 回）承認いただくことを基本とする。部会開催にあたっては、資料作成など補助的な業務を行う。事前の意見調整については、基本的に本市で行うが、必要に応じて協力すること。事前の調整結果を踏まえマニュアルの微修正を行う。

第25条（マニュアル改定版（案）の作成）

上記までの検討結果を反映したマニュアル改定版（案）を作成する。作成にあたっては、上記検討結果に加え、令和 8 年 5 月 29 日から運用が開始された新たな防災気象情報の反映等、最新の防災情報への更新を行うこと。

第26条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時・中間（3 回）・成果納入時を行うことを原則とするが、必要に応じて中間に適宜実施するものとし、打合せ後は打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第 3 章 成果品

第27条（成果品）

本業務の成果品として納入すべきものは、下記のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------------|-----|-----|
| (1) 業務報告書 | 1 部 | |
| (2) 避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕改定案 | | 1 部 |
| (3) (1)及び(2)の電子データ（DVD-R 等） | 2 部 | |